

青森県報

第二千五百八十二号

平成十八年
一月二十五日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 保 険 課 ……)	一
秋田県十和田湖公共下水道の管理に関する事務の受託…	(都 市 計 画 課 ……)	一
宅地建物取引業法による聴聞……………	(建 築 住 宅 課 ……)	二
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…	(県 民 生 活 政 策 課 ……)	二
右 同 ……	(同 ……)	三
右 同 ……	(同 ……)	三
右 同 ……	(同 ……)	三
右 同 ……	(同 ……)	三
右 同 ……	(同 ……)	三
大規模小売店舗の新設に関する届出……………	(経 営 支 援 課 ……)	四
大規模小売店舗の変更の届出……………	(同 ……)	四
県有地の売却に係る一般競争入札……………	(港 湾 空 港 課 ……)	七
右 同 ……	(同 ……)	七
正 誤		
平成十七年十月三十一日号外第九十号告示中……………	(自 然 保 護 課 ……)	八
平成十三年三月三十日号外第三十七号教育委員会中……………	(教 育 庁 職 員 福 利 課 ……)	八

告 示

示

青森県告示第四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次
のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に
より公示する。

平成十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サ ビスの 種	居宅サ ビス事 業を 行	指 定 年 月 日
名称又は氏名	主たる事務 所の所在地又は 住所	名 称	
特定非営利活 動法人フオル ツア	八戸市沼館一 丁目一八の四	健康あつぷ デザインサ ビスセ ンター	平成 一六・一・三
通所介護		三戸郡三戸町 大字在府小路 町一七	

青森県告示第四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に
より、秋田県から次の規約により秋田県十和田湖公共下水道の管理に関する事務の委
託を受けたので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定
により告示する。

平成十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

秋田県十和田湖公共下水道の管理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 秋田県は、秋田県十和田湖公共下水道の施設のうち青森県の区域に存する施
設の設置、改築、修繕、維持その他の管理に関する事務（以下「委託事務」という。）

の管理及び執行を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、青森県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第二条 委託事務の管理及び執行については、青森県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、秋田県の負担とする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、青森県知事が秋田県知事と協議して定める。

この場合において、青森県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を秋田県知事に送付しなければならない。

（条例等の制定等の措置）

第四条 青森県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される青森県の条例等の制定又は改廃があつたときは、直ちに当該条例等を秋田県知事に通知しなければならない。

（補則）

第五条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、秋田県知事と青森県知事が協議して定める。

附 則

この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県告示第四十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により公示する。

平成十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

処分を受けようとする者	聴聞期日	聴聞場所
中津軽郡岩木町大字百沢 字東岩木山三三三四の三 株式会社ユートピア大石	平成十八年二月七日 午後一時三〇分	青森市長島一丁目の一 室 青森県庁西棟四階A会議 室
八戸市北白山台四丁目一 の二六 株式会社三久工業	平成十八年二月七日 午後一時	"

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年一月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人リンク・障害者の生活と就労を支援するネットワーク
- 三 代表者の氏名
船水 奂彦
- 四 主たる事務所の所在地
弘前市大字三岳町三の六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、就労を希望する障害者、その家族及び関係者に対し、地域生活をすすめるために必要な支援及び就労支援を行うことにより、誰もが住みよい社会を目指すことを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年一月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ドリム工房

三 代表者の氏名

津川 千枝

四 主たる事務所の所在地

青森市奥野四丁目一八の一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して就労支援に関する事業を行い、また、地域住民への啓発活動及び地域ボランティア育成事業を行うことにより、障害者が自ら望む地域で、地域住民への理解を得ながら、自立した生活を営めるよう総合的に支援し、もってノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年一月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひろさきレクリエーション協会

三 代表者の氏名

薬師山 正人

四 主たる事務所の所在地

弘前市外崎四丁目二の三

五 定款に記載された目的

この法人は、レクリエーション活動の普及振興を図り、地域住民の健康で明るく豊かな生活の形成と、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年一月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森編集会議

三 代表者の氏名

山内 正行

四 主たる事務所の所在地

青森市新田一丁目一の一五

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内における産業、自然科学、文化、観光など多岐にわたる情報資源を発掘調査し、高品位な地域情報の蓄積と提供を図ることにより、青森県の地域文化と情報化社会環境の健全な発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十八年一月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人津軽三味線全国協議会

三 代表者の氏名

大谷 文明

四 主たる事務所の所在地

青森市大字安田字近野三三の二四

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県および日本国内の各地において、津軽三味線を普及促進することにより津軽の芸能と文化を子供や若者へ伝承し、またこの芸能文化を日本全国や国外へむけて発信するとともに、そのために必要な社会的環境の整備を図ることによって、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十八年一月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サポートセンター虹

三 代表者の氏名

湖東 正美

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字田面木字外久保三一の二三

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及びその家族に対して、地域生活支援や相談支援に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ五所川原

五所川原市大字唐笠柳字藤巻六二〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 坂倉正宏

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 ホーマック株式会社

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四一

代表取締役 柴田憲次

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

3 有限会社北川本店

五所川原市金木町沢部四六〇

代表取締役 北川大成

4 株式会社マックハウス

東京都杉並区梅里一丁目七の七

代表取締役 栗原勝利

5 株式会社セリア

岐阜県大垣市外洲二丁目三八

代表取締役 河合宏光

6 大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 坂倉正宏

7 大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 坂倉正宏

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年八月二十九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一〇、五五〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

八一八台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

三四〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

六四〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一〇二立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（一）ホームック株式会社

開店時刻 午前七時三〇分 閉店時刻 午後九時

（二）株式会社ユニバース

開店時刻 午前九時（年間七日に限り午前六時） 閉店時刻 午前零時

（三）有限会社北川本店

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

（四）株式会社マックハウス、大和情報サービス株式会社、大和情報サービス株式会社

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時

(五) 株式会社セリア

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時（年間七日に限り午前五時三十分）から午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

七か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時三十分まで

八 届出年月日

平成十七年十二月二十八日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び五所川原市役所

2 期間

平成十八年一月二十五日から同年五月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年五月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

（一）意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

（二）意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

（三）意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ガーラタウン・アオモリウエストモールA・B棟
 青森市三好二丁目三の一九外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 1 株式会社宝来商事
 青森市奥野一丁目三の二二
 代表取締役 高森邦夫
 株式会社ナリタ
 青森市桜川六丁目二の四
 代表取締役 成田勝雄
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社大創産業 青森市西条吉行東一丁目四の四 代表取締役 矢野博丈	株式会社大創産業 青森市西条吉行東一丁目四の四 代表取締役 矢野博丈	平成一五年・六・二五
ノダプランテックニカ株式会社 青森市大字鮫町字福沢久保一四 代表取締役 野田昭夫	ノダプランテックニカ株式会社 青森市大字鮫町字福沢久保一四 代表取締役 野田昭夫	"
株式会社ニユーステップ 青森市中央区新川一丁目二の二 代表取締役社長 岩田愛一郎	株式会社ニユーステップ 青森市中央区新川一丁目二の二 代表取締役社長 岩田愛一郎	"

届出年月日	届出書の縦覧場所	届出期間	届出時間
平成十八年一月四日	青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所	平成十八年一月二十五日から同年五月二十五日まで	
株式会社ベスト電器 福岡県福岡市中央区那の津二丁目一の一 代表取締役 北田葆光	株式会社ベスト電器 福岡県福岡市中央区那の津二丁目一の一 代表取締役 北田葆光	削除	一七・二・一六
株式会社たけうち 兵庫県赤穂市加里屋二一六四の二 代表取締役 竹内實	株式会社たけうち 兵庫県赤穂市加里屋二一六四の二 代表取締役 竹内實	削除	一七・二・一五
株式会社マルシエ 東京都台東区柳橋二丁目二〇の一 代表取締役 横川悟	株式会社マルシエ 東京都台東区柳橋二丁目二〇の一 代表取締役 横川悟	削除	一七・二・一五
秋田昌彦 青森市大字石江字岡部一三三三の二 代表取締役 雪田清紀	秋田昌彦 青森市大字石江字岡部一三三三の二 代表取締役 雪田清紀	削除	一五・二・一〇
株式会社スノーランド 青森市大字浅虫字蛸谷二〇八の一 代表取締役 加川澄子	株式会社スノーランド 青森市大字浅虫字蛸谷二〇八の一 代表取締役 加川澄子	削除	一五・二・一〇
株式会社フレックスコーポレーション 青森市第二間屋町一丁目五の二六 代表取締役 三上修一	株式会社フレックスコーポレーション 青森市第二間屋町一丁目五の二六 代表取締役 三上修一	削除	"
株式会社丸啓金正堂 青森市安方二丁目一〇の二二 代表取締役 三上修一	株式会社丸啓金正堂 青森市安方二丁目一〇の二二 代表取締役 三上修一	削除	"
株式会社音楽堂 青森新町一丁目九の一九 代表取締役 丹代光夫	株式会社音楽堂 青森新町一丁目九の一九 代表取締役 丹代光夫	削除	"

午前八時三十分から午後五時十五分まで
 ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出
 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
 平成十八年五月二十五日

2 提出先
 青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項
 (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見及びその理由

4 言語
 意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
 次に掲げる土地の売却

|              |     |             |
|--------------|-----|-------------|
| 所 在 地        | 地 目 | 地 積         |
| 八戸市城下二丁目二〇の七 | 雑種地 | 二七・〇三平方メートル |

二 予定価格

八十二万九千八百二十一円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所  
 八戸市城下二丁目二〇の七

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所  
 青森市長島一丁目の一  
 青森県県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所  
 青森市長島一丁目の一

2 日時  
 青森県庁舎 東棟六階A会議室

七 入札保証金及び契約保証金の額  
 平成十八年二月十五日 午前十時三十分

八 入札保証金(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

九 契約書の取り交わしの時期  
 落札決定の日から七日以内

十 代金の納入期限  
 土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十一 その他  
 1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成十八年二月七日午前十一時から、八戸市城下二丁目二〇の七において現場説明を行う。

~~~~~

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
八戸市城下二丁目二〇の八	雑種地	一一二・一一平方メートル

二 予定価格

二百六十九万五千二百円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市城下二丁目二〇の八

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一
青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟六階A会議室

2 日時

平成十八年二月十五日 午前十時四十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、無効とする。

2 平成十八年二月七日午前十一時から、八戸市城下二丁目二〇の八において現場説明を行う。

正

誤

自然保護課

発行年月日 発行番号	区分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
平成一七・二〇・三 号外第九〇号	告 示	第八三四号	三	下	一	大釈迦	大釈迦
		第八三五号	四	上	七	大釈迦	大釈迦
			三	上	〇		

教育庁職員福利課

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
平成一三・三三〇 号外第三七号	教育委員会 訓令甲	第八号	二	上	表	鉄砲	銃砲
					中		

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------